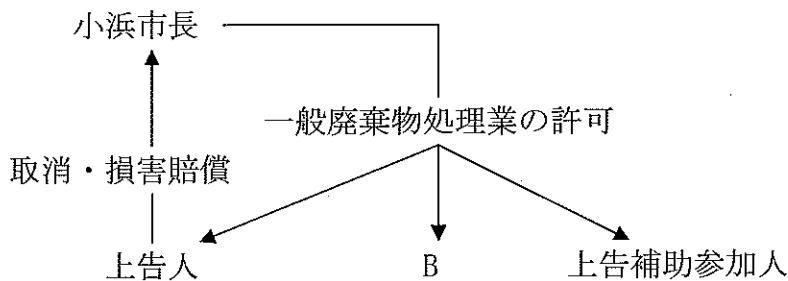


1. 最高裁判決の概要

(1) 背景



上告人：昭和 33 年 1 月 28 日 有限会社設立 本店：小浜市
小浜市許可(昭和 56 年) ・一般廃棄物の収集運搬

・し尿浄化槽その他衛生処理
設の清掃及び保守点検

B：平成 13 年 7 月 11 日 有限会社設立 本店：小浜市
小浜市許可(平成 13 年) ・一般廃棄物の収集運搬
・産業廃棄物の収集運搬

被上告補助参加人：平成 8 年 11 月 26 日 有限会社設立 本
店：西脇市

小浜市許可(平成 16 年) ・一般廃棄物収集運搬業

(補助参加：他人間の訴訟の結果について利害関係を有する第
三者が、当事者の一方を勝訴させることにより自己の利益を
守るために訴訟に参加する形態)

(2) 判決 (平成 26 年 1 月 28 日第三小法廷判決)

①原審：上告人は許可更新処分取消を求める原告適格を有しないとして、
取消請求の訴えを却下、国家賠償法に基づく損害賠償請求を棄却。

理由 ・廃掃法第 7 条は、許可の申請をする者が的確に継続して行うこと
のできる経済的基盤を有することを要件としているが、許可
業者の営業利益を保護するものではない。
・上告人に対し、営業上の利益に配慮し保護すべき義務を負うも
のではない。

②最高裁：上告人は許可更新処分取消を求める原告適格を有する。但し、
上告人は廃業しているので取消を求める法律上の利益は失われてい
る。損害賠償請求については原審に差し戻す。

理由 ・廃掃法第 1 条は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること
を目的として、廃棄物の処理についての規制を定めている。
・市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、一般廃棄物の処理を自

ら行い又は委託もしくは許可を与えて行う。但し、許可又は更新については、収集運搬又は処分が困難であることが要件。

- ・一般廃棄物処理業の許可又は更新は、その申請内容が、一般廃棄物処理計画に適合すること、政令に定める基準に従って処分が行われるべきこと、施設や申請者の能力がその事業を的確かつ継続して行える経営的基礎やその他の基準に適合すること。
- ・許可業者が行う事業の料金は、市町村の条例で定める上限を超えることはできない。
- ・一般廃棄物処理業は住民生活に不可欠な公共性の高い事業、その適正な運営が継続的かつ安定的に確保される必要がある。このため、廃掃法が業務量の見込みに応じた計画的な処理による適正な事業の遂行の統括的責任を市町村に負わせている。既存の許可業者によって適正な処理が行われており、これを踏まえて一般廃棄物処理計画が作成されている場合には、市町村長は、既存の許可業者のみに引き続き行わせるのが相当であり、当該申請の内容が当該一般廃棄物処理計画に適合するものとは認められない場合不許可とすることができます。
- ・市町村長が一般廃棄物処理業の許可を与え得るのは、一般廃棄物の処理が困難である場合に限られており、廃掃法において、一般廃棄物処理業は、自由競争に委ねられる性格の事業とは位置づけられていない。
- ・廃棄物処理業の許可又は更新を受けている者がある場合に、他の者になされた許可又は更新が、既存の許可業者の事業への影響についての適切な考慮をかくものであるならば、許可業者の乱立により需給の均衡が損なわれ、経営悪化し、事業の適正な運営が害され、住民の健康や生活環境に被害が及ぶことになるから、許可又は更新の許諾の判断は、申請者の能力の適否を含め、需給状況の調整に係る規制の仕組みを設けているのであり、一般廃棄物処理計画との適合性に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を考慮することが求められている。
- ・以上のことから、市町村長から許可または更新を受けている者は、一般廃棄物の許可更新処分について、取り消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、取消訴訟における原告適格を有する。
- ・国家賠償法については、審理不足につき原審に差し戻す。

2. 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の概要

(1) 通知年月日 平成 26 年 10 月 8 日

(2) 目的

平成 26 年 1 月 28 日最高裁判決において、一般廃棄物処理業の許可又は更新を受けていた者は、他の者になされた一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分について、その取消訴訟における原告適格を有するとの判示がなされた。一方市町村が処理委託した一般廃棄物に関連して、大規模な不適正処理事案が発生しているが、依然として解決を見ないまま長期化していることから、各都道府県知事並びに政令都市市長に対し、管内市町村長へ、廃掃法の適正な運用の徹底のための周知及び指導を行うよう依頼。

(3) 概要

① 市町村長の一般廃棄物処理責任

- ・生活環境の保全上支障が生じないよう、施行令第 3 条に規定する基準に従って処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならない極めて重い責任がある。
- ・市町村の責任は、一般廃棄物を市町村自らが行う場合のみならず、他人に委託して行う場合にも同様の責任を負う。
- ・このため、市町村は施行令第 4 条に定める委託基準に従った委託及び委託契約により、受託者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならない。
- ・委託基準には、業務遂行に足る施設、人員及び財政的基盤を有し、業務に関する相当の経験を有する適切な者に委託すること、受託料は受託を遂行するに足る額であること。
- ・受託者による適正な処理の確保がなされなければ、その責任は市町村が負うものであり、市町村は、受託者と連携して生活環境の保全上の支障の除去や発生防止のために必要な措置を講じる必要がある。
- ・これらの措置が十分でない場合には、市町村自ら措置を講ずる必要がある。

② 最高裁判決の趣旨

- ・平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決は、廃掃法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべきものではないとしており、一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需要の均衡及びその変動による既存業者の事業への影響を適切に考慮することが求められるとの考え

に基づき判断されたもの。

- ・したがって、仮に市町村長が一般廃棄物計画を踏まえた既存業者への事業の影響等を適切に考慮せずに一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新を行った場合には、既存業者からの訴えにより当該許可処分等は取り消される可能性があるということになる。
- ・これは新たな許可処分に限定されるものではないことにも留意する必要がある。

3. 最高裁判決と環境省廃・リ対策部長通知の意味するもの

最高裁判決では、原告適格を認め、廃・リ対策部長通知では、既存業者からの訴えにより許可処分等は取り消される可能性があり、これは新たに許可処分に限定されるものではないと通知されている。

地域は、今、高齢化、人口減少しかもこれからずっと減少し続けるという低減化傾向となっていることから、行財政改革もさらに強化される可能性がある。

遵守、高い技術力の証明、効率性、経費節減、そして市町村管理者が浄化槽保守点検・清掃業者とともに容易に管理できる浄化槽管理システムの構築が求められる。

地域に根ざした我々業界の対策は、資格者の養成、市町村の信頼を確保し、行政とともに地域づくりに貢献すること、そのことが、地域で生き残り、自己の存在を確立することになる。

そのために、NPO 法人浄化槽ナビゲータ認証機構の活用を推進することが必要になってくる。